

健康経営EXPRESS

2020.
4

— 「健康経営」宣言事業所のみなさまへ —

健康経営優良法人2020が認定されました！

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等を顕彰する制度です。協会けんぽ長崎支部の中から大規模法人部門に3事業所さま、中小規模法人部門に45事業所さまが認定されました。認定を受けられた事業所さまにおかれましては、心よりお慶び申し上げます。

認定を受けられた事業所さまの一覧は、協会けんぽ長崎支部のHPに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

大規模法人部門



中小規模法人部門



「健康経営優良法人認定制度」について、詳しくは経済産業省のHPをご覧ください。

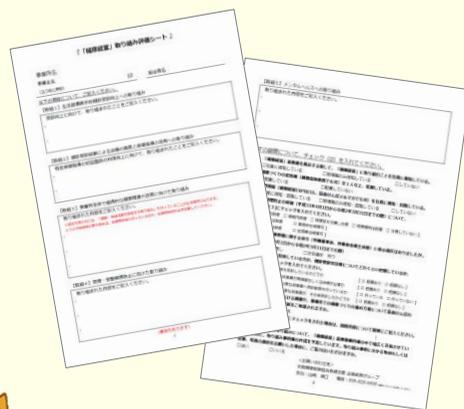
健康経営優良法人

「取り組み評価シート」のご提出はお済みですか？

今月初旬、「健康経営」に取り組むことを宣言された390社の事業所さまに『「健康経営」取り組み評価シート』を送付いたしました。この評価シートは、「5つの取り組み※」についてアンケート方式でご回答いただくもので、今までの振り返りや今後の課題を発見することにもつながります。お忙しい中とは存じますが、必要事項を記入し、下記の期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

※「5つの取り組み」の詳細につきましては、裏面をご参照ください。

提出期限：令和2年5月8日（金）



今後の「健康経営」スケジュール



「5つの取り組み」に、取り組んでいただきます

取組後

2020年4～5月
「取り組み評価シート」の提出

2020年8月
「健康経営推進企業」認定事業所を決定

2020年9月
認定証送付
(HPで公表予定)

「健康経営」を事業所内外にアピールしましょう！

「健康経営」宣言事業に関するミニのぼりとポスターを作成しました。「健康経営」に取り組んでいることを事業所内外にアピールしていただき、従業員の皆さまの健康づくりの促進および事業所さまのイメージアップにお役立ていただければと思います。

また、受動喫煙防止にかかるポスターも作成いたしました。健康増進法の改定に伴い、2020年4月1日より事業所を原則屋内禁煙とする「受動喫煙防止対策」が全面施行されます。ポスターを掲示していただき、従業員の皆さまへ周知をお願いいたします。

ぜひ掲示してくださいね！



「健康経営」宣言事業

「健康経営」宣言事業への参加をお申込みされた事業所様には、以下の「5つの取り組み」に取り組んでいただきます。

5つの取り組み

取り組み

1

生活習慣病予防健診受診向上への取り組み

参考事例

- 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え促進
- 生活習慣病予防健診受診日の特別有給休暇などの付与
- 生活習慣病予防健診受診者への健診費用(自己負担額)の支給 など

目指していただくのは、受診率80%以上

※生活習慣病予防健診の受診が困難な場合は、事業者健診データを提供いただくことで受診率に加算いたします。

取り組み

2

健診受診結果による治療の徹底と保健指導の活用への取り組み

参考事例

- 保健指導が必要な者への保健指導の利用の促進
- 病院受診勧奨があった者の早期病院受診の徹底
- 事業所全体での保健指導利用者へのバックアップ体制の強化整備 など

目指していただくのは、メタボ特定保健指導利用率50%以上



取り組み

3

事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み

参考事例

- 残業時間の削減への取り組み
- 社員食堂などでの健康増進対策の実践や対策商品の活用
- 有給休暇の利用促進への取り組み
- 従業員の家族に対する健康診断受診促進への取り組み
- 長崎県のサポート(専門スタッフの派遣)を活用した健康講座の受講
- 歯周病等予防に向けた取り組み
- 事業所全体でのラジオ体操などの実施
- 事業所内外での階段利用促進への取り組み など



※「健康経営推進企業」の認定を受けるには、「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていることが必須要件になります。

取り組み

4

禁煙・受動喫煙防止に向けた取り組み

参考事例

- 事業所敷地内の禁煙実施
- 喫煙スペースの設置による完全分煙
- 禁煙外来受診促進への取り組み
- 長崎県のサポート(専門スタッフの派遣)を活用した健康講座の受講 など
- 禁煙奨励への取り組み
- 禁煙時間帯の設定
- 禁煙グッズなどの配付

取り組み

5

メンタルヘルスへの取り組み

参考事例

- 事業所内での相談体制の整備(窓口・相談員の設置と従業員への周知)
- 事業所外への相談できる専門家などとの契約
- 長崎県のサポート(専門スタッフの派遣)を活用した健康講座の受講
- ストレスチェックの実施(50人未満の事業場を含む) など

